

令和2年3月3日

保護者 様

津市教育委員会

臨時休業に係る子どもの緊急受け入れについて

現在、新型コロナウイルスの感染拡大への対応として、子どもたちの健康・安全を第一に考え、津市立小中・義務教育学校は臨時休業の措置をとっております。国から感染の流行を早期に終息させるために、極めて重要な時期であることが示されていることから、この臨時休業はやむを得ない措置と考えております。

その一方で、保護者の就労等の事情により、子どもの監督者の確保に困難をきたしているご家庭もあり、深刻な課題となっております。

このような状況を鑑み、本来は自宅等で過ごすことが基本であります。真にやむを得ない事情により、子どもの安全確保がどうしても困難な日について、下記のとおり子どもの在籍校における緊急受け入れを実施します。

記

1 内容

休業期間中は原則自宅で過ごすこととなっておりますが、保護者の就労等により、仕事の調整や近親者への依頼など、可能な限りの手立てを講じても、子どもの安全確保が困難な状況となる日に限って、学校での緊急受け入れを実施します。

2 留意事項

- ・預け入れに当たっては、まず、保護者の仕事の調整や近親者等への依頼など、可能な限りの手立てを講じてください。
- ・預ける日数や時間については、上記の措置を講じた上、必要な日時に限定していただくようお願いします。
- ・放課後児童クラブに所属するお子さまは、当該クラブの利用を優先してください。
- ・在籍校の子ども・教職員に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、当該校における受け入れは直ちに切りやめとします。
- ・発熱や風邪症状がみられるなど、健康上の問題があるお子さまは受け入れることはできません。
- ・登下校についての責任は、保護者が持つこととします。
- ・給食はないため、昼食は弁当を持参してください。
- ・毎朝、体温を測るなど、お子さまの健康状態を確認してください。
- ・手洗いの励行等の感染症対策の徹底をお願いします。
- ・マスクを着用する等咳エチケットの徹底をお願いします。

3 受け入れ日時等

原則として、3月5日（木）から3月19日（木）までの、
平日の8時30分から15時30分までの間の必要な時間

※ ただし、3月18日（水）は卒業式のため除くこととします。

4 活動内容（例）

自主学習、読書、作品制作（絵、粘土など）など

※自主学習で使用する教科書、ドリル、ノートなどを持参してください。

5 申請方法

- ・申請書を「津市」のホームページからダウンロードし、作成してください。なお、ダウンロードできない方は、学校までお越しください。

【「津市」のホームページアドレス】

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/genre/1582869553083/index.html>

- ・預け入れ開始を希望する日の前日までに、保護者が学校に申請書を提出し、許可を得てください。

【担 当】

津市教育委員会事務局

学校教育課

TEL 059-229-3244